

令和 7 年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策 推進事業（利用促進事業）業務に係る公募要領

※企画提案書を提出する事業者は必ず「入札参加申込書」を提出してください。「入札参加申込書」を提出しなかった事業者の企画提案書は受付できません。

1 公募事項

(1) 案件名

令和 7 年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（利用促進事業）業務

(2) 事業目的

別添「令和 7 年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（利用促進事業）業務仕様書」のとおり

(3) 業務内容

別添「令和 7 年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（利用促進事業）業務仕様書」のとおり

(4) 予定契約期間

本業務の委託契約期間は、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(5) 見積上限額

金 5,500,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2 応募資格

次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行う者でないこと。

(8) 国税、県税（県内事業者のみ）について未納がない者であること。

3 連絡先及び提出先

- ・担 当：紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局（以下、事務局） 西田、大山
- ・住 所：〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県地域振興部観光局観光交流課内
- ・電 話：073-441-2787
- ・F A X：073-427-1523
- ・E-mail：e1005001@pref.wakayama.lg.jp

4 スケジュール

項 目	日 程
公募開始日	令和7年6月2日（月）午前9時00分から
企画提案書提出期限	令和7年6月16日（月）午後5時45分まで
入札参加申込書提出期限	令和7年6月9日（月）午後5時45分まで
企画提案書作成に係る質問提出期限	令和7年6月9日（月）午後5時45分まで
選定委員会（書面審査）	令和7年6月17日（火）～同年6月20日（金）まで
審査結果の通知・公表	選定委員会で委託候補者選定後速やかに
契約締結の予定日	令和7年6月下旬（予定）

5 入札参加申込書提出期限

- (1) 申込期限：令和7年6月9日（月）午後5時45分まで
- (2) 申込方法：「入札参加申込書」（様式1）により電子メール又はFAXで「3 連絡先及び提出先」まで。

※提出後、入札参加申込書が届いたことの確認を事務局担当者に必ず電話で行うこと。

6 企画提案書作成に係る質問

- (1) 質問期限：令和7年6月9日（月）午後5時45分まで
- (2) 質問方法：「質問票」（様式2）を電子メール又はFAXで「3 連絡先及び提出先」まで送付すること。

※質問票が届いたことの確認を事務局に必ず電話にて行うこと。

- (3) 質問回答：随時、和歌山県観光交流課ウェブサイト上において公開する。

なお、提案書類の記載内容及び審査基準に関する質問、他の応募者からの提案書類・提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため、一切受け付けない。

7 応募手続

(1) 提出書類

- ①企画提案申請書（様式 3）
- ②企画提案書（任意様式）
- ③誓約書（様式 4）
- ④見積書（任意様式）
- ⑤提案者の概要が分かるもの（会社案内等）
- ⑥本事業に関連する実績が分かるもの（契約書の写し等）
- ⑦法人登記事項証明書
- ⑧印鑑登録証明書
- ⑨直前 1 事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに類する書類
- ⑩法人税、所得税、消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（提出日において発行の日から 3 か月以内のもの）
- ⑪県内事業者については、和歌山県が徴収するすべての県税に未納がない旨の証明書（提出日において発行の日から 3 か月以内のもの）

(2) 提出部数

5 部（正本 1 部、副本 4 部）

(3) 提出期限

- ①提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は書留必着）

ただし、(1) ②企画提案書及び(1) ④見積書は、電子メールでも提出すること。ファイルサイズが 8MB を超える場合は受信できないので、大容量ファイル送受信サービスを利用する際に要する URL の提供を「3 連絡先及び提出先」に電子メールで依頼すること。
なお、期限を過ぎて提出された企画提案書等は一切受け付けない。

- ②提出先：「3 連絡先及び提出先」

- ③提出期限：令和 7 年 6 月 16 日（月）午後 5 時 45 分まで

※企画提案書を提出する場合、「3 連絡先及び提出先」まで連絡すること。

(4) 企画提案書に盛り込む内容

- ①業務遂行能力
- ②業務統括能力

- ③業務内容の理解度
- ④整備内容の具体性
- ⑤見積内容
- (5) その他
 - ①企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、プロポーザル参加者の負担とする。
 - ②提案のあった企画提案書等は返却しない。
 - ③一旦提出された提出書類の差替、追加及び削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。

8 審査・選定方法・審査基準

(1) 選定方法

選定は、選定委員会の委員が行う。なお、契約候補者の選定にあたっては、審査項目に基づき、企画提案書の内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、契約候補者を選定する。

(2) 選定委員会

書面審査のみとする。

(3) 審査項目及び評価内容

提案内容については、下記の項目に基づき数値（得点）で評価し、契約候補者を選定する。

①業務遂行能力（5点×2）

- ・業務遂行人員及び体制
- ・緊急時の連絡体制
- ・過去の同等の業務実績
- ・事業スケジュール

②業務統括能力（5点）

- ・整備内容ごとの関係者との連携体制

③業務内容の理解度（5点）

- ・熊野古道を歩くことを目的とした訪日外国人旅行者の移動環境向上のための二次交通のインバウンド対応の必要性

④整備内容の具体性（5点×2）

- ・「別添仕様書 4.（1）現地調査」の調査スケジュール、調査対象、調査方法及び調査結果報告書のイメージ 等
- ・「別添仕様書 4.（2）二次交通案内表示の整備」の整備スケジュール、整備対象及び整備イメージ 等

⑤見積内容（5点）

- ・「別添仕様書 4. 業務内容」で列挙している調査や整備等の各々の単価及び数量

(4) 契約候補者の選定について

各委員の評価点の合計が、満点の 6 割以上である事業提案を行った提案者のうち最高評価点の提案者 1 者を契約候補者とする。提案者が 1 者の場合においても、評価点の合計が満点の 6 割以上に達している場合、当該提案者を契約候補者に選定する。

(5) 評価点が同点の場合の決定方法

「①業務遂行能力」の評価点が高い事業者を選定する。「①業務遂行能力」が同点の場合は、以下順に④、②、③、⑤の評価点を比較し、点数が最も高い事業者を選定する。

上記においても評価点が同点であった場合、選定委員の合議により契約候補者を選定する。

(6) その他

- ①提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中にプロポーザル参加者に入札参加資格停止等の事由が生じた場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、契約候補者が当該参加資格を失った場合は、次順位のプロポーザル参加者と本件に関する手続きを行う。
- ②提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに「3 連絡先及び提出先」まで連絡するとともに、書面により届け出ること。
- ③契約候補者は、本件業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、あらかじめ事務局の承認を受けた場合に限り、業務の一部を委託することができる。

9 失格事由

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 「2 応募資格」に掲げる参加資格を満たさない場合
- (2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 企画提案書の作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (4) 企画提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (5) 提案者に次の行為があった場合
 - ①選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
 - ②他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ③事業者選定終了までの間に、他の提案者に応募事案の内容を意図的に開示すること。
 - ④応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

10 選定結果の通知方法

(1) 選定結果の通知

選定結果は契約候補者を選定後、速やかに参加者に文書にて通知する。

(2) 選定結果の公表方法及び内容

選定結果は、書面審査期間終了後の翌日以降に和歌山県観光交流課のウェブサイトにて次の内容を公表する。

①契約候補者の名称及び評価点

②次点以下のプロポーザル参加者の評価点（プロポーザル参加者名は公表しない）

11 契約の締結

選定した契約候補者と事務局は、企画提案の内容に基づき、協議の上で仕様書の内容等を確定し、契約を締結する。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定の結果において、次順位の契約候補者と協議する。

12 その他

(1) 企画提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約候補者に選定された場合には事務局と十分協議を行いながら事業を進めること。

(3) 企画提案書等に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任の一切は、企画提案書の提出者が負う。

(4) 責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けないものとする。

(5) プロポーザル参加者が本件企画提案に要した費用については、全て参加者が負担するものとする。

(6) 複数の企画提案書等の提出は認めない。